

## 第 22 回環境政策会議（議事要旨）

日時：平成 22 年 4 月 14 日（水） 8 時 30 分～

場所：衆議院本館第 14 控室

議題：（１）生物の多様性の保全のための民間活動の促進に関する法律案の検討状況について  
（２）その他

<副大臣より挨拶>

<（１）について資料説明>

～以下、主な意見及び回答～

- 本法案の対象に里海は含まれるか。
- NPO法人等については、現在、円卓会議による税制優遇措置の検討や政府によって「新しい公共」といった考え方が示されているが、本法案の地域連携保全活動支援法人は、どのような位置付けになるのか。
- 本法案の「認定地域連携保全活動計画」はどれほどの力を持つことになるのか。当該計画が作成された地域は、事実上、ゴルフ場や産業廃棄物処理場の建設といった開発行為はできなくなるのか。

### 【自然環境局長】

- ・里海を含め、全国各地のあらゆる地域を対象としている。
  - ・地域連携保全活動支援法人は、都道府県知事が指定し、土地の所有者や保全活動の実施者、企業等のニーズをマッチングする、いわゆる相談所のような役割を果たすこととなる。新たな法人を創設するというものではなく、既存の団体を指定することを想定している。ご指摘のあったNPO法人等に係る検討とも重複してくる部分もあるかもしれない。
  - ・本法案は、地域における自発的な保全のための活動を促進することを目的としている。それらの活動が、本法を基盤として、地域における生物多様性の保全に対して大きな役割を果たしていくことを期待している。
- 税制や財政上の措置について、財務省との調整状況はどうなっているのか。
- 本法案は予算関連法ではないが、予算措置はどのように考えているか。

**【田島環境副大臣からの回答】**

- ・税制改正については、昨年も要求はしたが困難な状況であった。本法を足がかりにして、引き続き要求していきたい。

**【自然環境局長】**

- ・具体的には、今後、予算要求や税制改正要求をしていくことになる。
- ・予算については、国として地域の活動にどれだけ助成できるかといったことも重要であるが、企業からの資金協力やJ-V E R制度といった税金以外の資金の活用もあるのではないかと考えている。

- 生物多様性の保全のためには、環境教育が重要である。文部科学省は主務大臣にならないか。
- 砂浜における松林の保全活動に取り組んでいるが、そこでは、地域の学校と連携した環境教育を行っている。文部科学省との連携をお願いしたい。
- 国土交通省が主務大臣となっているが、河川関係の施策については、今度、ダムによらない河川整備など新しい観点から河川整備計画を定めていくことになっている。本法案における活動については、この河川整備計画との十分な連携を図ることが重要である。

**【田島環境副大臣からの回答】**

- ・本法案における主務大臣は、対象規制の特例を設けようとする各法律を所管する三大臣（環境大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）を考えている。そういった意味で、文部科学省との共管は難しいが、環境教育という面で連携できる部分は連携していきたい。

**【自然環境局長】**

- ・環境教育については、環境省としても力を入れていく必要があり、学校教育に関する具体的な連携の方法については、本法案とは別のところで検討していきたい。なお、本法案の対象として想定される地域では、現に環境教育の場として活用されている場合もあるので、そのような場合における連携の考え方等については、基本方針等で示していきたい。

- 現在、各地でシカやイノシシといった鳥獣被害が発生しているが、本法案では鳥獣被害対策としてのシカ侵入防止柵を設置するといった活動も対象としているか。
- 鳥獣被害が深刻な地域では、住民はシカ等の侵入防止柵に囲まれて生活して

いる状況にある。防止柵による対応はあくまでも緊急的な措置とし、問題の根本的な解決に向けた検討・取組をお願いしたい。

**【田島環境副大臣からの回答】**

- ・鳥獣については、鳥獣被害特措法がある一方で、鳥獣保護法もある。今後、なぜシカ等の鳥獣が増えたのかといったことの分析も含め、問題の根本的な解決に向けて取り組んでいきたい。

**【鈴木自然環境局長】**

- ・シカ等による生態系や農林業への被害は深刻な問題となっている。ご指摘の侵入防止柵を設置するといった活動も、本法案では対象にしている。

○生物多様性地域戦略の策定はまだまだ進んでいない。まずは、各地域において地域戦略を策定し、それに基づいて本法案における計画を作るべき。

**【自然環境局長】**

- ・COP10に向けて、各地域には地域戦略の策定をお願いしている状況であり、まずは地域戦略を策定し、それに基づいて本法案における計画を作成することが望ましいと考えている。

○我が国の70%を占める森林については、所有者が不明な場所も多く含まれ、そのような場所について、現在中国による水源地の買い占めが進んでいる状況であり、非常に危惧している。ぜひその辺りの法整備をお願いしたい。

**【田島環境副大臣からの回答】**

- ・本法案における取組が地域で活発化することによって、間接的に、そのような海外資本の圧力に対抗できるという面もあるかもしれないが、そのような問題については、国家として然るべき方針を定めた上で対応すべきものと考ええる。
- ・本法案は、生物多様性基本法に基づく初めての個別法であり、財政措置をはじめ、地域における生物多様性保全の機運の向上等につながることを期待している。また、所有者が不明な土地における課題については、所有権など憲法に係る部分もあるため今回は検討条項としたが、これをひとつの足がかりとして、今後各省とも連携しながら、地域における保全活動を支援できるよう検討を進めていきたい。

・法案については、閣議前に政策会議において条文を示したいと考えている。

- 地域における保全活動を実施している者から、都道府県の協力がなかなか得られないといった声を聞く。本法案において、都道府県にも一定の役割を課すことが必要ではないか。
- 本法案は市町村が主体となった制度となっているが、市町村の財政事情等を踏まえると、制度の円滑な実施に課題があるのではないか。

**【田島環境副大臣からの回答】**

・都道府県の位置付けについては、総務省とも調整し、整理していきたい。

**【自然環境局長】**

- ・資料にもあるように、本法案においては、複数の市町村が連携して河川における外来種の防除を行うなど流域単位での活動を促進することも視野に入れており、その際には、河川整備計画等との調整・連携を図ることが重要になる。

<大谷環境大臣政務官より挨拶>

以上